

食品中の放射性物質の 対策と現状について

厚生労働省健康・生活衛生局



● 食品中の放射性物質を管理する仕組み

- 基準値の設定
- 検査体制
- 基準値を上回った場合の対応

● 食品中の放射性物質の検出状況

- 検査結果
- 流通食品での調査

■ 食品中の放射性物質への対応の流れ

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として対応（平成23年3月17日～24年3月31日）

厚生労働省薬事・食品衛生審議会、食品安全委員会、放射線審議会での議論を踏まえ、基準値を設定（平成24年4月1日～）



■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始（平成23年3月18日～）

原子力災害対策本部において、地方自治体が策定する検査計画に対するガイドラインを策定

（平成23年4月4日）



■ 基準値を超過する食品の回収、廃棄

食品衛生法に基づき、基準を超えた食品については、同一ロットの食品を回収、廃棄

■ 食品の出荷制限等

【原子力災害対策本部】

原子力災害対策特別措置法に基づき、基準を超えた地点の広がり等を踏まえ、県域又は県内
の一部の区域を単位として出荷制限等を指示（平成23年3月21日～）



■ 食品の出荷制限等の解除

【原子力災害対策本部】

直近の1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下 など



■ 食品中の放射性物質に関する基準値

- 食品中の放射性物質の基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会※が指標としている、**年間線量1ミリシーベルト**を踏まえるとともに、食品安全委員会による食品健康影響評価を受け、厚生労働省薬事・食品衛生審議会等での議論を踏まえて設定している。

※ (FAO (国連食糧農業機関) とWHO (世界保健機関) の合同委員会)

放射性セシウムの基準値

(平成24年4月～現在)

| 食品群 | 基準値 |
|-------|-----|
| 飲料水 | 10 |
| 牛乳 | 50 |
| 乳児用食品 | 50 |
| 一般食品 | 100 |

(単位:ベクレル/kg)

食品から受け
る線量(人体への
影響)の上限



**年間線量
1ミリシーベルト**

食品1kg
あたりの量
に換算



■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定（1）

基準値のもととなる1人当たりの年間線量の上限値

1ミリシーベルト



約 0.1 ミリシーベルト

約 0.9 ミリシーベルト (0.88~0.92)



放射性セシウム

飲料水の基準値
(10ベクレル/kg) の水を
1年飲んだ場合に
相当する線量を割当て

セシウム以外の放射性物質による影響を考慮

(例：19才以上では、多めに見積もって食品からの線量の約12%)
※ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106

■ 食品中の放射性物質に関する基準値の設定（2）

一般食品に割り当てる
線量を決定
(約0.9ミリシーベルト)



| 年齢区分 | 摂取量 | 限度値(ベクレル/kg) |
|---------|------|--------------|
| 1歳未満 | 男女平均 | 460 |
| 1歳～6歳 | 男 | 310 |
| | 女 | 320 |
| 7歳～12歳 | 男 | 190 |
| | 女 | 210 |
| 13歳～18歳 | 男 | 120 |
| | 女 | 150 |
| 19歳以上 | 男 | 130 |
| | 女 | 160 |
| 妊婦 | 女 | 160 |
| 最小値 | | 120 |

各年齢区分のうち
最も厳しい(小さい)値を
下回る数値に設定



※年齢区分別の摂取量と換算係数
(実効線量係数)を用いて算出
※流通する食品の半分が基準値上限の
放射性物質を含むと仮定

基準値
100ベクレル/kg



■ 参考：規制対象とする放射性核種の考え方について①

● 規制の対象とする核種

規制の対象は、福島原発事故により放出した放射性核種のうち、原子力安全・保安院がその放出量の試算値リストに掲載した核種で、半減期1年以上の放射性核種全体（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）とする。

※半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素や、原発敷地内においても天然の存在レベルと変化のないウランについては、基準値は設定しない。

| 規制対象核種 | (物理的)半減期 |
|-----------|----------|
| セシウム134 | 2.1年 |
| セシウム137 | 30年 |
| ストロンチウム90 | 29年 |
| プルトニウム | 14年～ |
| ルテニウム106 | 374日 |

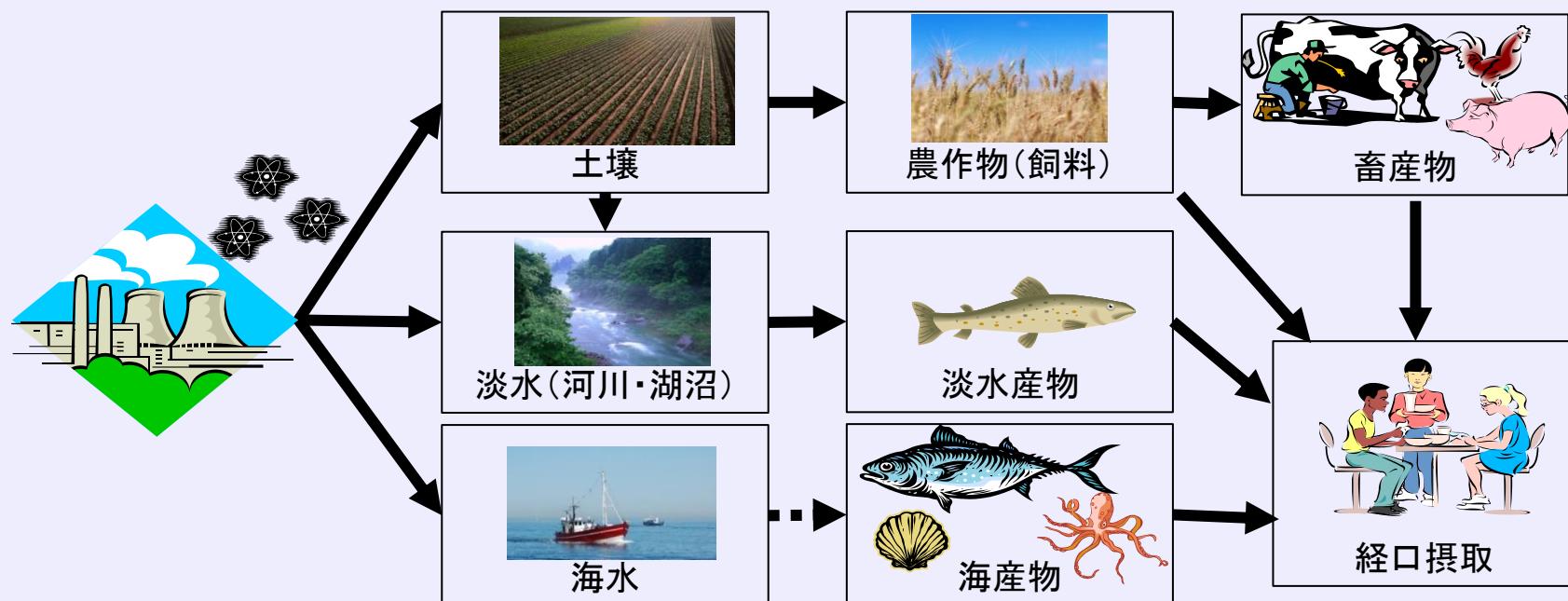


■ 参考：規制対象とする放射性核種の考え方について②

● 規制値設定の考え方

放射性セシウム以外の核種（ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）は、測定に時間がかかるため、移行経路ごとに各放射性核種の移行濃度を解析し、産物・年齢区分に応じた放射性セシウムの寄与率を算出し、合計して1mSvを超えないように放射性セシウムの基準値を設定する。

※放射性セシウム以外の核種の線量は、例えば19歳以上で約12%。



■ 参考：食品区分の範囲について

| 食品区分 | 設定理由 | 含まれる食品の範囲 |
|-------|---|---|
| 飲料水 | <ul style="list-style-type: none">①すべての人が摂取し代替がきかず、摂取量が大きい②WHOが飲料水中の放射性物質の指標値(10 Bq/kg)を提示③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能 | <ul style="list-style-type: none">○直接飲用する水、調理に使用する水及び水との代替関係が強い飲用茶 |
| 乳児用食品 | <ul style="list-style-type: none">○食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘 | <ul style="list-style-type: none">○健康増進法（平成14年法律第103号）第26条第1項の規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に適する旨の表示許可を受けたもの○乳児の飲食に供することを目的として販売するもの |
| 牛乳 | <ul style="list-style-type: none">①子どもの摂取量が特に多い②食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘 | <ul style="list-style-type: none">○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の乳（牛乳、低脂肪乳、加工乳など）及び乳飲料 |
| 一般食品 | <p>以下の理由により、「一般食品」として一括して区分</p> <ul style="list-style-type: none">①個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能②国民にとって、分かりやすい規制③コーデックス委員会などの国際的な考え方と整合 | <ul style="list-style-type: none">○上記以外の食品 |



■ 「牛乳」の範囲及び「乳児用食品」「牛乳」の基準値について

<「牛乳」の区分に含める食品>

「牛乳」に含める食品は、乳及び乳飲料とする。

乳飲料は、乳等を主原料とした飲料であり、消費者から牛乳や加工乳等と同類の商品と認識されているものを含むため。

■ 「牛乳」の区分に含める食品

牛乳 低脂肪乳 加工乳等 乳飲料



乳等省令における「乳」

■ 「牛乳」の区分に含めない食品

乳酸菌飲料 発酵乳 チーズ



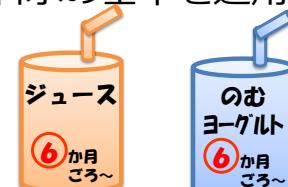
乳等省令における「乳製品」

- 「乳児用食品」及び「牛乳」については、子どもへの配慮の観点で設ける食品区分であるため、万が一、流通する食品が基準値上限の量の放射性物質を含んでいたとしても影響のない値を基準値とする。

→ 新たな基準値における一般食品の100 Bq/kgの半分である

50 Bq/kgを基準値とする。

■ 「乳児用食品」の範囲について

| カテゴリー | 含まれる食品の範囲 |
|--|---|
| <p>● 健康増進法第26条 第1項の規定に基づく 特別用途表示食品のう ち「乳児用」に適する旨 の表示許可を受けたもの</p> | <p>■ 乳児用調製粉乳</p>  |
| <p>● 乳児の飲食に供することを目的として販売する もの</p> <p>→消費者が表示内容等により乳児向けの食品で あると認識する可能性が 高いものを対象とする。</p> | <p>■ 乳幼児を対象とした調製粉乳 フォローアップミルク等 の粉ミルクを含む</p>  <p>■ 乳幼児用食品 おやつ等</p>  <p>■ ベビーフード</p>  <p>■ 乳幼児向け飲料 飲用茶に該当する飲料は 飲料水の基準を適用</p>  <p>■ その他 服薬補助ゼリー、栄養食品等</p>  |



■ 製造、加工食品の基準値適用の考え方

● 基本的な考え方

製造食品、加工食品については、原材料だけでなく、製造、加工された状態でも一般食品の基準値を満たすことを原則とする。

ただし、以下の①、②の食品については、実際に食べる状態の安全を確保するため、実際に食べる状態を考慮して基準値を適用する。

① 乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜など原材料を乾燥させ、水戻しを行い、食べる食品

→食用の実態を踏まえ、**原材料の状態と食べる状態（水戻しを行った状態）**で一般食品の基準値を適用する。

注) のり、煮干し、するめ、干しうどりなど原材料を乾燥させ、そのまま食べる食品は、原材料の状態、製造、加工された状態（乾燥した状態）それぞれで一般食品の基準値を適用する。

② 茶、こめ油など原料から抽出して飲む、又は使用する食品

→原材料の状態と飲用、使用する状態で食品形態が大きく異なることから、**原材料の状態では基準値の適用対象としない。茶は、製造、加工後、飲む状態で飲料水の基準値を、米ぬかや菜種などを原料とする油は油で一般食品の基準値を適用する。**



■ 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（1）

○検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方 (ガイドライン)

- ・平成23年4月4日 原子力災害対策本部策定
最新の知見を反映して適宜改正しており、直近では令和5年3月30日に改正
- ・国が検査対象都県に対象品目、検査頻度等を設定
放射性セシウムが高く検出される可能性のある品目等を重点的に検査

厚生労働省



- ・検査対象都県に対し、検査計画の策定、検査の実施を通知
(検査対象以外の自治体に対しては、検査を実施する場合の参考として通知)
- ・検査結果は、厚生労働省にて取りまとめ、すべて公表

令和5年2月までの検査結果等を踏まえて以下について設定

● 対象自治体

● 対象品目

- ・放射性セシウムの検出レベルの高い食品（野生きのこ・山菜類、野生鳥獣肉等）
- ・飼養管理の影響を大きく受ける食品（乳、牛肉）
- ・生産資材への影響の状況から、検査が必要な食品（原木きのこ類）
- ・水産物
- ・出荷制限の解除後の品目 等

● 対象区域・検査頻度：検出レベル・品目の生産、出荷等の実態に応じて実施



■ 参考：検査対象自治体及び検査対象品目①

(別表1) ①栽培/飼養管理が困難な品目群

【検査対象自治体】

栽培/飼養管理が困難な品目群は、管理の困難性等を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

| | | 青森県 | 岩手県 | 秋田県 | 宮城県 | 山形県 | 福島県 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 千葉県 | 埼玉県 | 東京都 | 神奈川県 | 新潟県 | 山梨県 | 長野県 | 静岡県 |
|------------|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 基準値超の品目 | 野生のきのこ・山菜類等 | □ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | □ | □ | ● | □ | □ | □ | □ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 野生鳥獣の肉類 | □ | ○ | □ | ○ | ● | ○ | ● | □ | ○ | □ | □ | □ | □ | ● | □ | □ | □ |
| 基準値1/2超の品目 | 野生のきのこ・山菜類等 | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | ● | ● | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ |
| | 野生鳥獣の肉類 | □ | ● | □ | ● | □ | □ | □ | □ | ● | □ | □ | □ | □ | □ | □ | ● | □ |
| 海産魚種 | | — | — | — | — | — | □ | — | × | × | — | × | — | — | — | × | × | — |
| 内水面魚種 | | — | — | — | □ | — | ○ | — | — | ○ | □ | — | — | — | — | — | — | — |

直近1年間(令和4年4月1日から令和5年2月28日まで)の結果に基づき分類

○:基準値(水産物においては基準値の1/2)超過が検出されたもの。

●:基準値の1/2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)。

□:対象品目の管理の困難性(野生のきのこ類・山菜類等)、移動性(野生鳥獣の肉類)、出荷制限の設定状況(水産物)を考慮し検査が必要なもの。

—:直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

×:該当なし。

※別表(1)又は(2)に掲げる自治体においては、検査対象として指定されていない他の品目についても、必要に応じて検査を実施。以下、原木きのこ類及び栽培/飼養管理が可能な品目群においても同じ。



■ 参考：検査対象自治体及び検査対象品目②

(別表1) ②栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類

【検査対象自治体】

栽培/飼養管理が可能な品目群のうち原木きのこ類は、生産資材への放射性物質の影響の状況を考慮し、検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

| | 青森県 | 岩手県 | 秋田県 | 宮城県 | 山形県 | 福島県 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 千葉県 | 埼玉県 | 東京都 | 神奈川県 | 新潟県 | 山梨県 | 長野県 | 静岡県 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 原木きのこ類 | ▲ | ● | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ● | ● | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ | ▲ |

直近1年間(令和4年4月1日から令和5年2月28日まで)の結果に基づき分類

◎：基準値超過が検出されたもの。

●：基準値の1／2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)。

▲：生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及びモニタリング検査が必要なもの。



■ 参考：検査対象自治体及び検査対象品目③

(別表2) 栽培/飼養管理が可能な品目群(原木きのこ類は除く。)

【検査対象自治体】

直近3年間の検査結果に基づき、基準値の1／2を超える放射性セシウムが検出された品目が確認されるなど検査を継続する必要がある自治体。

【検査対象品目及びその対象自治体】

| | |
|---------|-----|
| | 福島県 |
| 山菜類(栽培) | ● |
| 米 | ■ |

※飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目のうち、乳の検査は福島県において、牛肉の検査は岩手県、宮城県、福島県及び栃木県(別添4の1の(2)を満たす場合を除く。)において実施する。

直近1年間(令和4年4月1日から令和5年2月28日まで)の結果に基づき分類

◎：基準値超過が検出されたもの。

●：基準値の1／2の超過が検出されたもの(基準値超過が検出されたものを除く。)。

■：別添において検査対象となっているもの。

ー：直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。



■ 食品中の放射性物質に関する検査の手順

精密な検査(①)と、効率的なスクリーニング検査(②)を組み合わせて実施

- ① ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法
- ②
 - ・ NaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法
← 短時間で多数の検査を実施するため導入
 - ・ 非破壊検査法を用いた放射性セシウムスクリーニング法

<測定の流れ>

細 切 → 秤 量 → 測 定 → 解 析



※非破壊検査法では、細切を行わず測定が可能。



【参考】検査の信頼性確保のために

正確な測定には、測定機器や試料の正しい取扱いが必要

測定機器の取扱い

1. 測定日毎にバックグラウンドを測定し、通常の範囲を超えて上昇していないことを確認する。
2. 測定日毎に空の測定容器を用いてブランクを測定し、分析系に放射性物質の汚染が無いことを確認する。
3. 定期的に標準線源を用いて校正を行う。
4. 測定日毎にエネルギーのスケールがずれていないことを確認する。

試料の取扱い

1. 試料を測定容器に詰める際には、特に検出器付近に空隙がないように留意する。
2. 試料による分析系の放射性表面汚染、あるいは試料間の汚染が起こらないように留意する。特に検出部位の汚染を防ぐため、検出器をポリエチレン袋で覆う、測定容器の外側に試料を付着させない等の措置を講じる。
3. 測定容器をくりかえし使用する場合は、測定容器の内側にポリエチレン袋を入れて試料を充填するなど、測定容器の汚染を防ぐ措置を講じる。
4. 試料の取り違えを防止するための措置を講じる。

正しい測定法は、通知「食品中の放射性物質の試験法について」等により、自治体や検査機関に周知している。



■ 基準値を上回ったときの対応：出荷制限・摄取制限

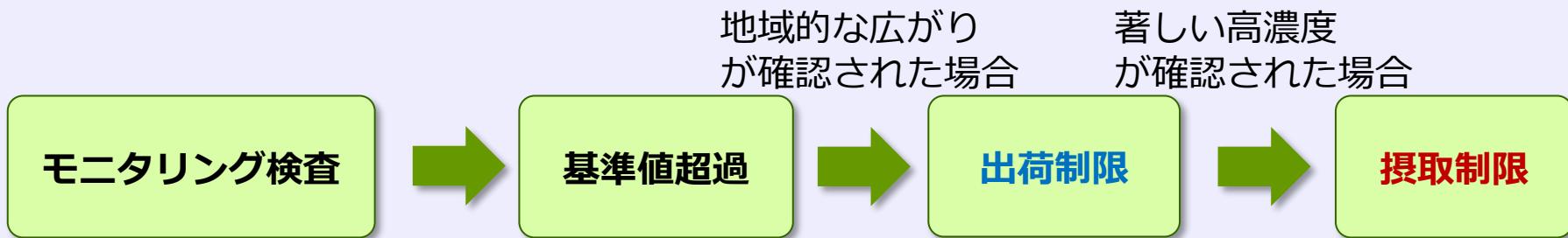
- 原子力災害対策特別措置法に基づく指示
- 地域的な広がりが確認された場合に「**出荷制限**」
- 著しく高濃度の値が検出された場合は「**摄取制限**」

■出荷制限・摄取制限の品目・区域の設定条件

- 地域的な広がりが確認された場合に、地域・品目を指定して設定。
- 地域は、都道府県域を原則。ただし、自治体による管理が可能であれば、管理状況等を考慮し、市町村・地域ごとに細分して区域を設定。

■出荷制限・摄取制限の品目・区域の解除

- 当該自治体からの申請による。
- 解除対象の区域は、集荷実態等を踏まえ複数区域に分割が可能。
- 直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、すべて基準値以下など



*食品中の放射性物質検査は主として出荷前の段階において実施されている。

基準値を超過するものは、出荷制限が指示されている地域のものがほとんどであり、廃棄等の適切な措置が取られる。

*出荷制限が指示された品目・区域については、家庭で栽培・採取された場合にも、比較的多くの放射性物質が含まれている可能性があるので、頻繁に食べることは避けてください。



■ 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限の対象食品

(令和5年8月末時点)

| 県名 | 出荷制限品目 |
|-----|--|
| 福島県 | (一部地域) 原乳、非結球性葉菜類(ホウレンソウ・コマツナ等)、結球性葉菜類(キャベツ等)、アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー・カリフラワー等)、カブ、原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。) ^{注2} 、タケノコ、ワサビ(畑において栽培されたものに限る。)、ウド(野生のものに限る。)、クサソテツ(ごごみ)、コシアブラ、ゼンマイ、ウワバミソウ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。)、フキ、フキノトウ(野生のものに限る。)、ワラビ、ウメ、ユズ、クリ、キウイフルーツ、米(平成23・24・25・26・27・28・29・30年産、2019年産、令和2・3・4・5年産) ^{注1} 、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ、アユ(養殖を除く。)、イワナ(養殖を除く。)、フナ(養殖を除く。)、クロソイ、牛の肉、クマの肉 (全域) イノシシの肉、カルガモの肉、キジの肉、ノウサギの肉、ヤマドリの肉 |
| 青森県 | (一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) ^{注3} |
| 岩手県 | (一部地域) 原木シイタケ(露地栽培) ^{注1} 、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培) ^{注1} 、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、コシアブラ、ゼンマイ、ワラビ(野生のものに限る。) (全域) シカの肉 ^{注1} 、クマの肉、ヤマドリの肉 |
| 宮城県 | (一部地域) 原木シイタケ(露地栽培) ^{注1} 、キノコ類(野生のものに限る。) ^{注4} 、タケノコ ^{注4} 、コシアブラ、ゼンマイ、タラノメ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る。)、イワナ(養殖を除く。)、ヤマメ(養殖を除く。)、ウグイ (全域) イノシシの肉、クマの肉、シカの肉 ^{注1} |
| 山形県 | (一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) (全域) クマの肉 ^{注1} |
| 茨城県 | (一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、コシアブラ(野生のものに限る。)、キノコ類(野生のものに限る。) (全域) イノシシの肉 ^{注1} |
| 栃木県 | (一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、原木クリタケ(露地栽培)、原木ナメコ(露地栽培)、キノコ類(野生のものに限る。)、タケノコ、クサソテツ(ごごみ)(野生のものに限る。)、コシアブラ(野生のものに限る。)、サンショウ(野生のものに限る。)、ゼンマイ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。)、ワラビ(野生のものに限る。) (全域) イノシシの肉 ^{注1} 、シカの肉 |
| 群馬県 | (一部地域) キノコ類(野生のものに限る。)、コシアブラ(野生のものに限る。)、タラノメ(野生のものに限る。) (全域) イノシシの肉、クマの肉、シカの肉 ^{注1} 、ヤマドリの肉 |
| 埼玉県 | (一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) |
| 千葉県 | (一部地域) 原木シイタケ(露地・施設栽培) ^{注1} 、ギンブナ、コイ (全域) イノシシの肉 ^{注1} |
| 新潟県 | (一部地域) コシアブラ(野生のものに限る。)、クマの肉 ^{注1} |
| 山梨県 | (一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) |
| 長野県 | (一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) ^{注5} 、コシアブラ、シカの肉 ^{注1} |
| 静岡県 | (一部地域) キノコ類(野生のものに限る。) |

【注1】県の管理下のもとで出荷するものについて一部解除

【注2】うち、一部地域のナラタケ、ブナハリタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、マイタケ及びマツタケ（一部地域では、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケに限る）を除く

【注3】うち、一部地域のナラタケ、ブナハリタケ、ナメコ、ムキタケ、クリタケ、クリタケモドキ及びハタケシメジを除く

【注4】うち、一部地域の県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるマツタケまたはタケノコを除く 【注5】うち、一部地域のマツタケを除く



● 食品中の放射性物質を管理する仕組み

- 基準値の設定
- 検査体制
- 基準値を上回った場合の対応

● 食品中の放射性物質の検出状況

- 検査結果
- 流通食品での調査

■ 食品中の放射性物質に関する検査

17都県を中心に地方自治体において、検査計画に基づき検査を実施

| | |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 平成23年3月18日～平成24年3月31日 | 137,037件、 うち暫定規制値超過 1,204件 (0.88%) |
| 平成24年4月1日～平成25年3月31日 | 278,275件、 うち基準値超過 2,372件 (0.85%) |
| 平成25年4月1日～平成26年3月31日 | 335,860件、 うち基準値超過 1,025件 (0.31%) |
| 平成26年4月1日～平成27年3月31日 | 314,216件、 うち基準値超過 565件 (0.18%) |
| 平成27年4月1日～平成28年3月31日 | 340,311件、 うち基準値超過 291件 (0.09%) |
| 平成28年4月1日～平成29年3月31日 | 322,563件、 うち基準値超過 461件 (0.14%) |
| 平成29年4月1日～平成30年3月31日 | 306,623件、 うち基準値超過 200件 (0.07%) |
| 平成30年4月1日～平成31年3月31日 | 299,424件、 うち基準値超過 313件 (0.10%) |
| 平成31年4月1日～令和2年3月31日 | 284,931件、 うち基準値超過 166件 (0.06%) |
| 令和2年4月1日～令和3年3月31日 | 54,412件、 うち基準値超過 127件 (0.23%) |
| 令和3年4月1日～令和4年3月31日 | 41,361件、 うち基準値超過 157件 (0.38%) |
| 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | 36,309件、 うち基準値超過 135件 (0.37%) |

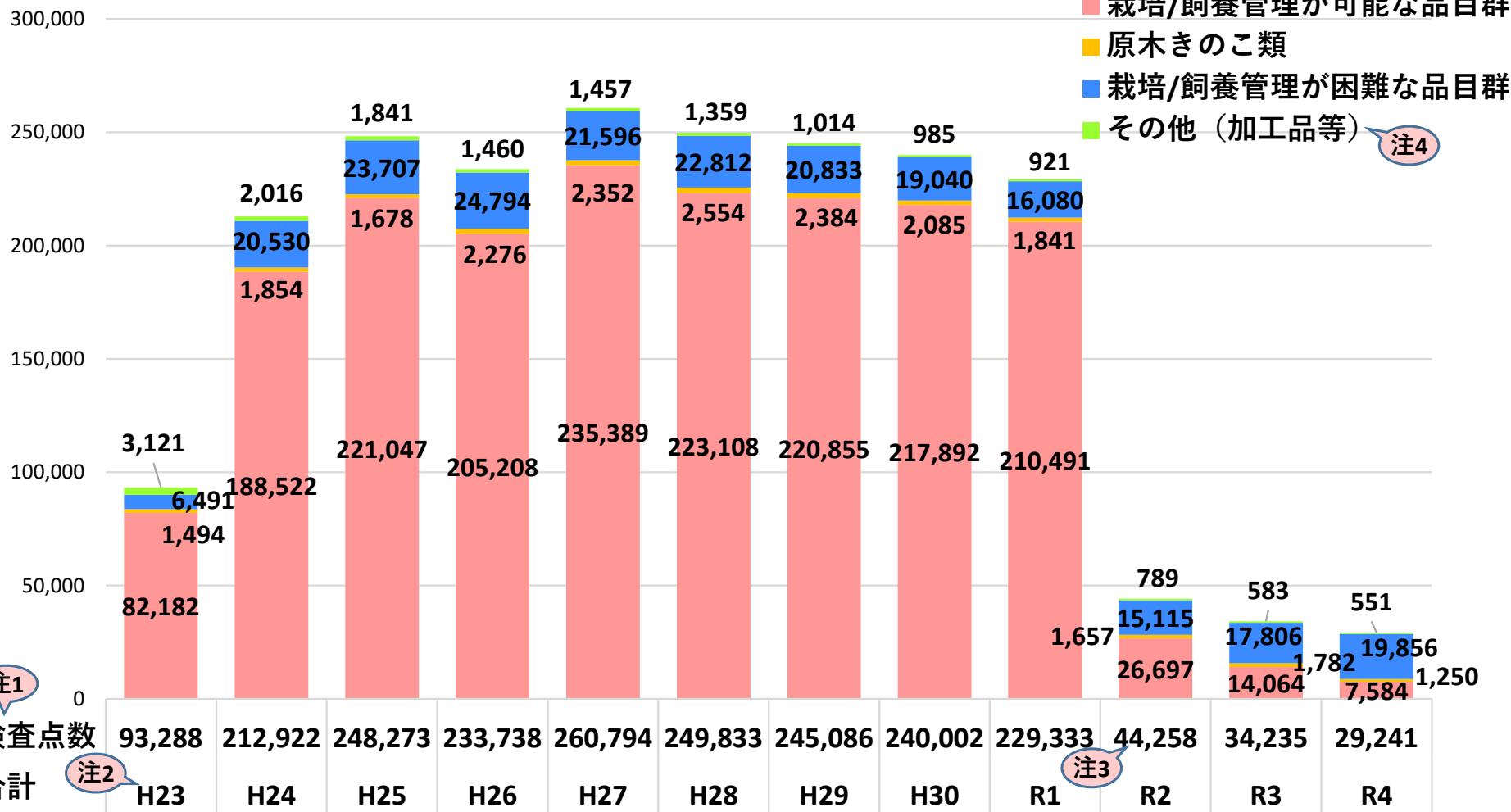
※主にガイドラインが対象とする17都県において、出荷前に実施された検査結果（出荷制限品を含む）。流通品やガイドラインが対象とする17都県以外の自治体で実施された検査件数を含む。

令和2年度に検査件数が減少した主な理由は、岩手県、宮城県、福島県、栃木県産牛肉の全頭検査が終了したためである。



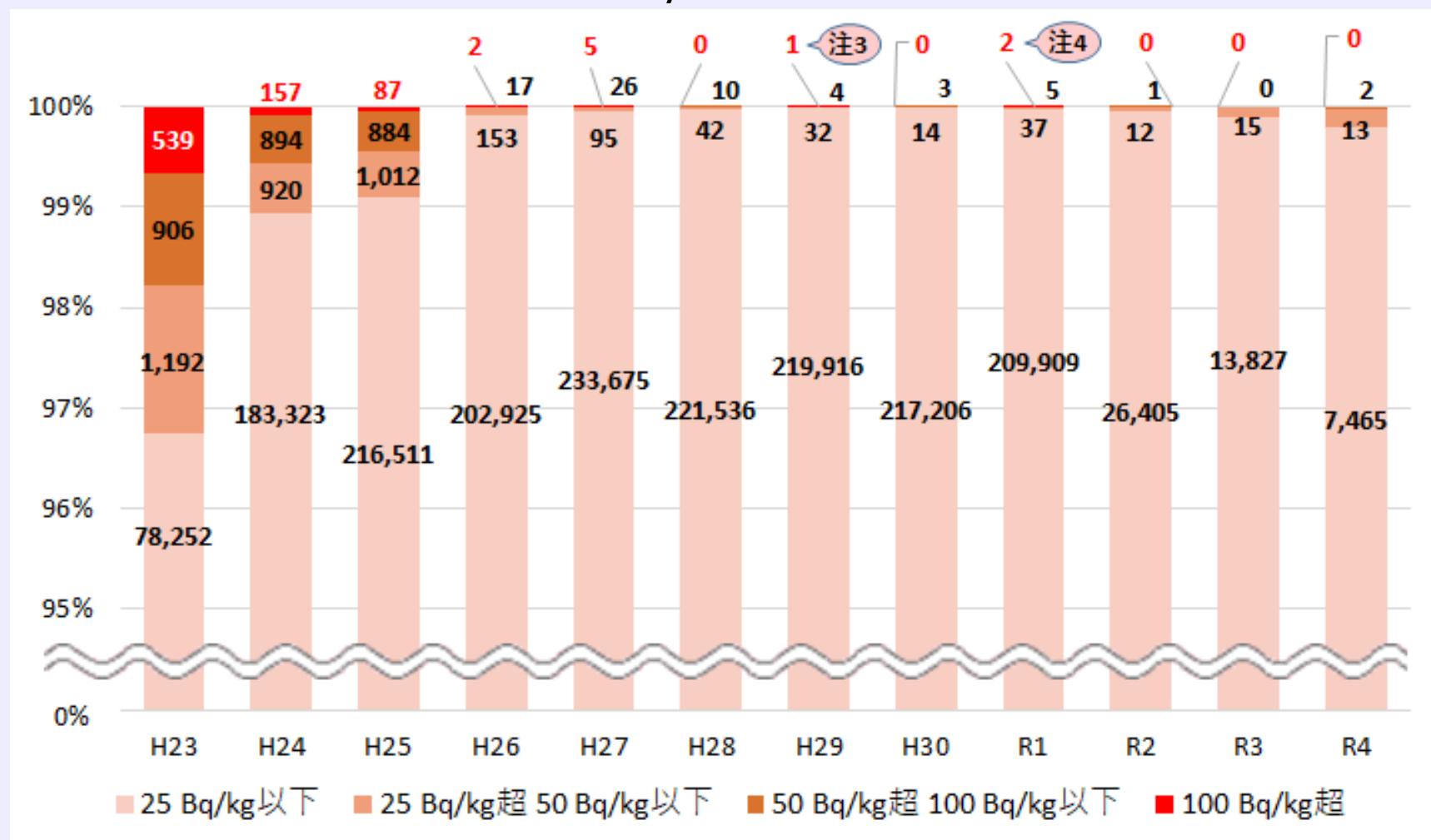
■ 検査の結果（1）

□ 検査点数の推移



■ 検査の結果（2）

□ 濃度別点数^{注1}の推移（栽培/飼養管理が可能な品目群^{注2}）



注1 出荷前の検査。検出限界値未満のものは便宜上まとめて25 Bq/kg以下として集計

注2 基準値が一般食品と異なる原乳・茶は除く

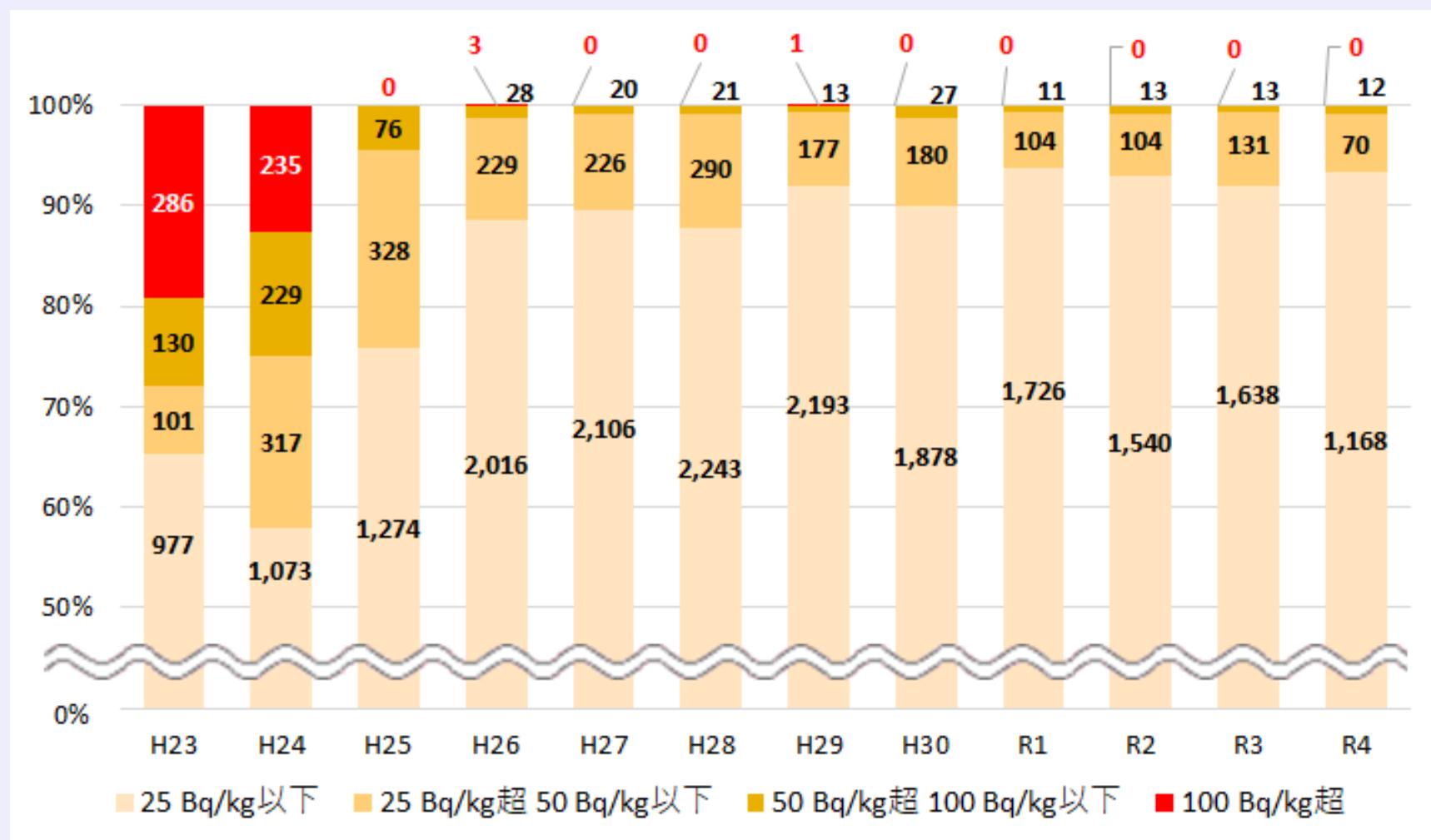
注3 現在は伐採されているクリの樹木であり、今後も出荷されることはない

注4 現在は廃棄されているほ場のワラビであり、今後も出荷されることはない



■ 検査の結果（3）

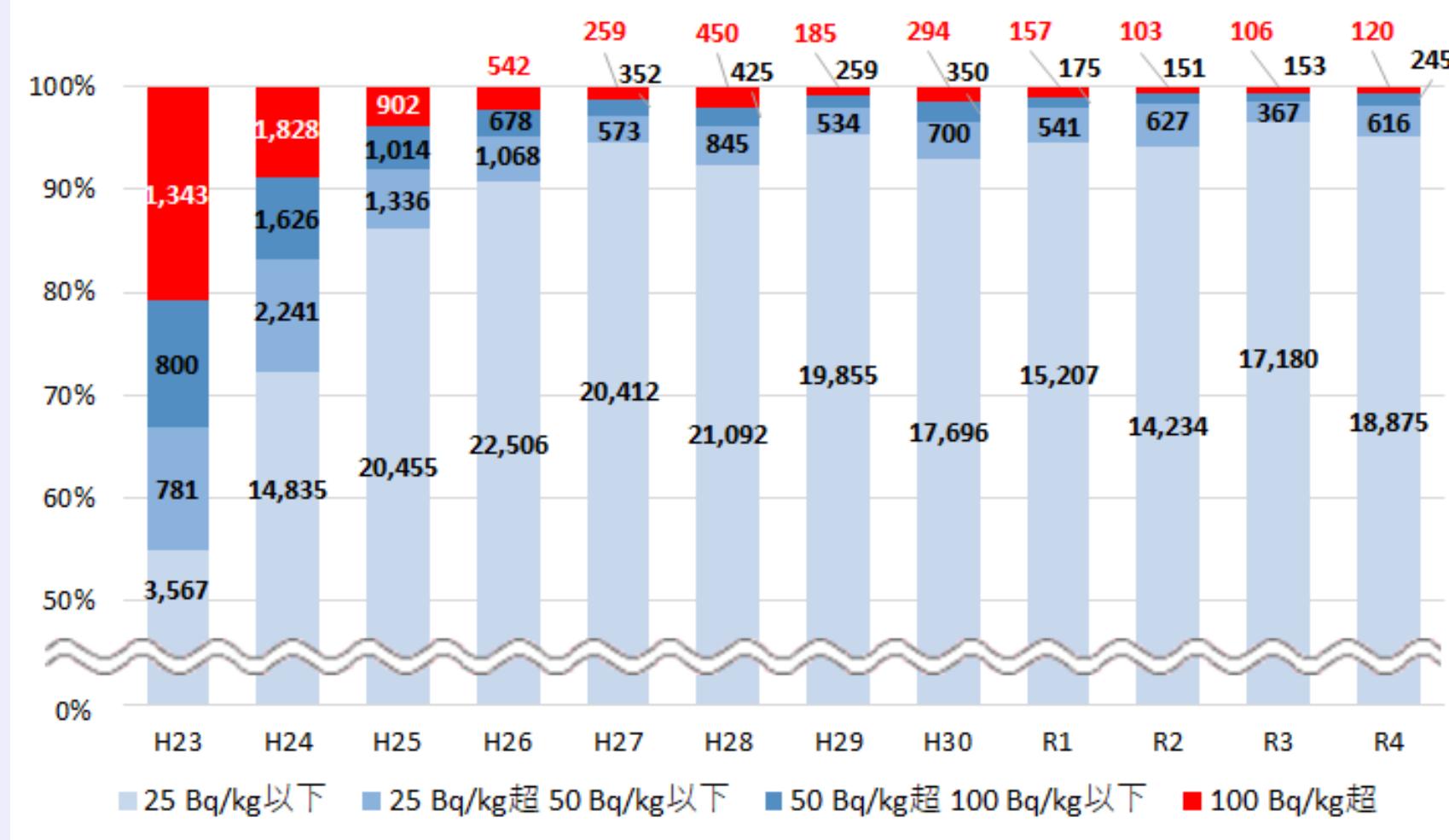
□ 濃度別点数^注の推移（原木きのこ類）



注 出荷前の検査。検出限界値未満のものは便宜上まとめて25 Bq/kg以下として集計

■ 検査の結果 (4)

□ 濃度別点数^注の推移（栽培/飼養管理が困難な品目群）



注 出荷前の検査。検出限界値未満のものは便宜上まとめて25 Bq/kg以下として集計

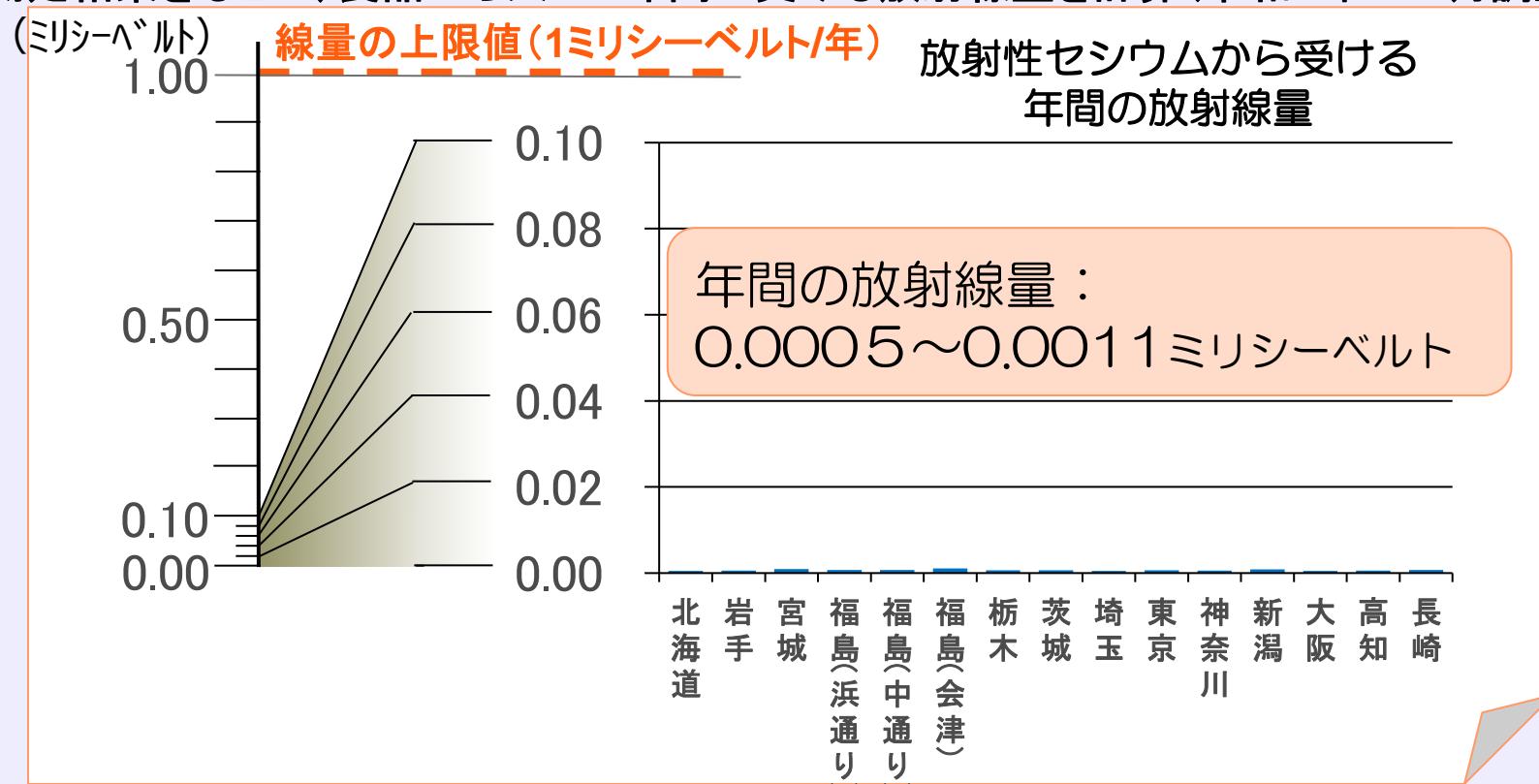
■ 流通食品での調査（マーケットバスケット調査）

● 各地で流通する食品を購入し、放射性セシウムを精密に測定

国民の食品摂取量（国民健康・栄養調査）の、地域別平均に基づいて購入し、混合して測定

- ◆通常の食事の形態に従った、簡単な調理をして測定
- ◆生鮮食品はできるだけ地元産・近隣産のものを購入

● この測定結果をもとに、食品から人が1年間に受ける放射線量を計算（令和4年9-10月調査）

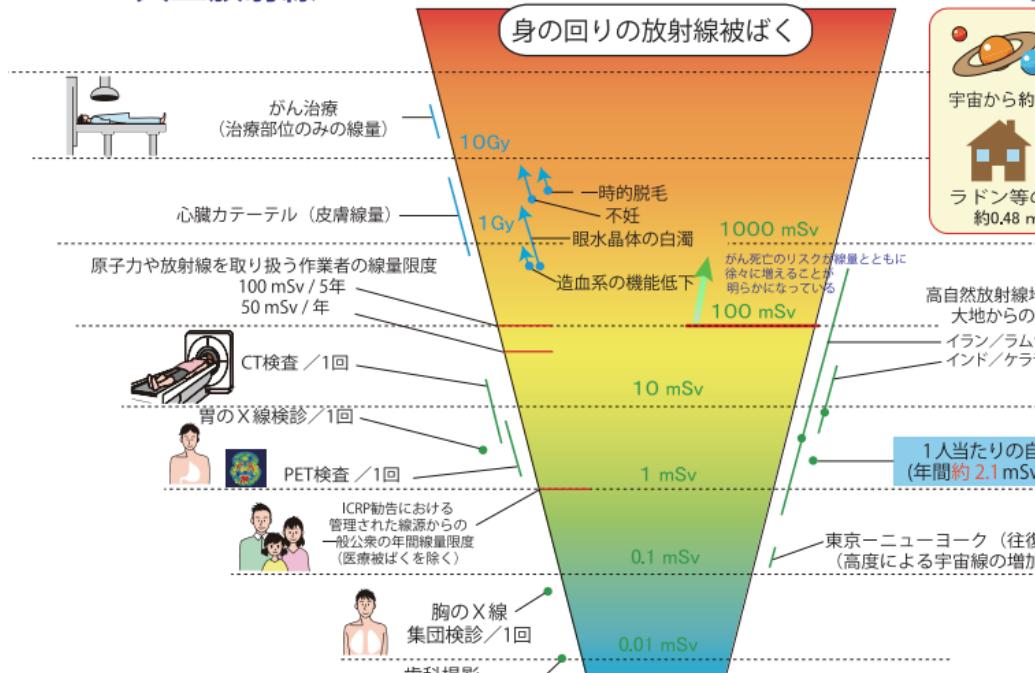


実際の線量は、基準値の設定根拠である年間1ミリシーベルトの0.1%程度

■ 自然界から受ける放射線の量

放射線被ばくの早見図

人工放射線



自然放射線



1人あたりの年間線量
(日本人平均)は
約2.1ミリシーベルト

- UNSCEAR 2008年報告書
- ICRP 2007年勧告
- 日本放射線技師会医療被ばくガイドライン
- 新版 生活環境放射線（国民線量の算定）
などにより、改訂版が作成（2018年5月）

- 【ご注意】
1) 数値は有効数字などを考慮した概数です。
2) 目盛（点線）は対数表示になっています。
目盛がひとつ上がる度に10倍となります。
3) この図は、引用している情報が更新された場合
変更される場合があります。

【線量の単位】

各臓器・組織における吸収線量 : Gy (グレイ)

放射線から臓器・組織の各部位において単位重量あたりに
どれくらいのエネルギーを受けたかを表す物理的な量。

実効線量 : mSv (ミリシーベルト)

臓器・組織の各部位で受けた線量を、がんや遺伝性影響の感受性について
重み付けをして全身で足し合わせた量で、放射線防護に用いる線量。

各部位に均等に、ガンマ線 1 Gy の吸収線量を全身に受けた場合、
実効線量で 1000 mSv に相当する。

出典: 放射線医学研究所 2018

 QST 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構

放射線医学研究所

<http://www.qst.go.jp>

 NIRS
Ver 210506

食品中の放射性セシウムの摂取によって受ける線量は、
自然界から受ける放射線の線量と比べても、非常に小さい。



- ◆ 国際的な指標に沿った上で、子どもも含めた全ての年齢の方に対応した基準値を設定
- ◆ 各自治体で検査計画に基づき多数の検査を実施し、全て公表
- ◆ 食品中の放射性セシウムから、人が1年間に受ける放射線量は、基準値の設定根拠である年間1ミリシーベルトの0.1%程度

■ ホームページでの情報提供

● 厚生労働省ホームページ「食品中の放射性物質への対応」

(日本語) https://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

(英語) https://www.mhlw.go.jp/english/2011eq_food_0001.html

東日本大震災関連情報

食品中の放射性物質

English

食品の安全・安心を確保するため、放射性物質について基準値を設定し、安全な食品が流通するよう、検査を続けています。

「食べるものと放射性物質のはなし」その1(印刷用) [PDF形式: 1.329KB] [PDF](#)

「食べるものと放射性物質のはなし」その2(印刷用) [PDF形式: 840KB] [PDF](#)

「食べるものと放射性物質のはなし」その3(印刷用) [PDF形式: 743KB] [PDF](#)

「食べもの」と「放射性物質」に関する情報を、消費者庁、食品安全委員会、農林水産省とともに、お知らせしています。

みなさまの疑問にお答えします

よくある質問

Q1 基準値を満たす食品は、本当に誰が食べても安全ですか?

詳しいQ&Aや放射性物質の基礎知識はこちちら

関連リンク

- News
- 緊急情報配信サービス
- 厚生労働省のtwitter
- twitterガイドライン

携帯ホームページ

QRコード

携帯版ホームページでは、緊急情報や厚生労働省のご案内などを掲載しています。

関連動画

